

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）

各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）

別添告示のとおり下記の8件の告示が制定又は一部改正され、平成31年4月1日から施行されましたので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 平成31年総務省告示第157号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 平成31年総務省告示第158号
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 平成31年総務省告示第159号
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 4 平成31年総務省告示第165号
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件
- 5 平成31年総務省告示第166号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を変更する件
- 6 平成31年総務省告示第167号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）

- 7 平成31年総務省告示第168号
地方公務員災害補償法施行規則第52条第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件
- 8 平成31年総務省告示第177号
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の
定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）

別添告示のとおり下記の8件の告示が制定又は一部改正され、平成31年4月1日から施行されましたので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失ったものであってはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

つきましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

記

1 平成31年総務省告示第157号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）

2 平成31年総務省告示第158号

地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）

3 平成31年総務省告示第159号

地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）

4 平成31年総務省告示第165号

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件

5 平成31年総務省告示第166号

地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を変更する件

6 平成31年総務省告示第167号

地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）

7 平成31年総務省告示第168号

地方公務員災害補償法施行規則第52条第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件

8 平成31年総務省告示第177号

地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：森谷係長、小松事務官

電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）

別添告示のとおり下記の8件の告示が制定又は一部改正され、平成31年4月1日から施行されましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 平成31年総務省告示第157号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 平成31年総務省告示第158号
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 平成31年総務省告示第159号
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 4 平成31年総務省告示第165号
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件
- 5 平成31年総務省告示第166号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を変更する件
- 6 平成31年総務省告示第167号
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）
- 7 平成31年総務省告示第168号
地方公務員災害補償法施行規則第52条第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件
- 8 平成31年総務省告示第177号
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：森谷係長、小松事務官

電話：03-5253-5560（直通）

○総務省告示第百五十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令(昭和六十二年自治省令第三十一号)第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇二
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇

改 正 前

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令(昭和六十二年自治省令第三十一号)第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を次のように改正する。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇		

附 則

2 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 石田 真敏

改正後		改正前	
<p>地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p>		<p>地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p>	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四七	昭和六十年六月三十日以前	一・四七
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九	昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三	昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二六
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一六

平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇四	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇二	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

附 則

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の第三項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第百五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則第三条の第三項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月二十九日
総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の第三項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の第三項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年度	区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで		一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで		一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで		一・二二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで		一・一〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで		一・〇八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで		一・〇六
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで		一・〇四
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで		一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで		一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで		〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで		〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで		〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで		一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		一・〇〇

改 正 前

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の第三項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の第三項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年度	区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで		一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで		一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで		一・二二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで		一・一〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで		一・〇八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで		一・〇六
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで		一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで		一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで		一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで		〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで		〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで		〇・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで		一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		一・〇〇

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇		

附 則

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百六十五号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、
 総務大臣の定める額を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額は、次の表の上欄に掲げる補償
 を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
平成十六年五月一日から平成十七年三月三十一日まで	四千四百四十円
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	四千六百六十円
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	四千九十円
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	四千二百二十円
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	四千百十円
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	四千八十円
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	四千五十円
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	三千九百六十円
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	三千九百七十円
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	三千九百七十円
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	三千九百四十円
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	三千九百五十円
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三千九百五十円
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三千九百三十円
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	三千九百四十円
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三千九百六十円

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件）は廃止する。

○総務省告示第百六十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき、総務大臣が定める額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年告示第百三十四号（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成三十年告示」という。）	三、九三〇円	三、九四〇円
平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成三十年告示」という。）	三、九五〇円	三、九七〇円
平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十九年告示」という。）	三、九三〇円	三、九三〇円
平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十八年告示」という。）	三、九三〇円	三、九五〇円
平成二十七年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十七年告示」という。）	三、九三〇円	三、九四〇円
平成二十六年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十六年告示」という。）	三、九五〇円	三、九七〇円
平成二十五年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十五年告示」という。）	三、九五〇円	三、九七〇円
平成二十四年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る平均額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額と同一日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均額（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件。以下「平成二十四年告示」という。）	三、九五〇円	三、九七〇円

○総務省告示第百六十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十一条及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三〇歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円

改正前

地方公務員災害補償法第二十一条及び第十三項の総務大臣が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三〇歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円

五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円	五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円	五十五歳以上六十歳未満	六、三三三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、三二二円	一九、七六九円	六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円	六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円	七十歳以上	三、九四〇円	一三、二八四円

附 則

2 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百六十八号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第五十二条第一項第三号の規定に基づき、同号の総務大臣が定める率を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。
 平成三十一年三月三十一日
 総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則第五十二条第一項第三号の総務大臣の定める率は、同号イにあつては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・一一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

○総務省告示第百七十七号
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成三十一年四月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 石田 真敏

改正後		改正前	
<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		
<p>介護を要する状態の区分</p> <p>介護を受けた日の区分</p> <p>金額</p>	<p>介護を要する状態の区分</p> <p>介護を受けた日の区分</p> <p>金額</p>		
<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万五千四百円以下であるときに限る。）</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千六百円以下であるときに限る。）</p>		
<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万五千五百五十円を超えるときは、十六万五千五百五十円）</p> <p>月額七万七千九百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千二百九十円を超えるときは、十万五千二百九十円）</p> <p>月額五万七千九百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>		

附 則

- この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 総務省告示第百七十八号
 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。
 平成三十一年四月一日

総務大臣 石田 真敏